

アルゼンティン国  
アンデス移住地自営開拓移住者  
募集要領

(1963.4)



近傍農家の醸造用ブドウの棚仕立



財団法人 日本海外協会連合会



## アンデス移住地の経緯と募集について

本移住地はアルゼンティン国ミシオネス州ガルアペー移住地に次ぐ、第二の計画移住地として日本海外移住振興株式会社が昭和34年10月購入造成したものでこれをアンデス移住地と称する。

本移住地は首都ブエノス・アイレス市より西方880kmの地点にある南部メンドサ州の中心都市ヘネラル・アルベアル市より14kmの位置にあり、交通、運搬、文化施設及び市場に恵まれた郊外移住地である。

当地方はブドウ、モモ等果樹栽培の適作地として、アルゼンティン国第一の生産及び加工地であり、本移住地は極めて将来性のある移住地である。

この募集要領はこのアンデス移住地に移住しようとする者に対し、資格条件、その渡航手続、入植後の営農等の要領を示すものである。

なお、当会日本海外協会連合会と日本海外移住振興株式会社は本年7月1日付をもつて業務を統合し、「海外移住事業団（仮称）」として新発足する予定である。

国際協力事業団	
受入 月日	'87. 9. 18
登録 No.	08809
	701
	23. 4
	EA

# 目 次

## アンデス移住地の経緯と募集について

第一	募集地区及び募集数	4
	1. 募 集 地 区	
	2. 募 集 数	
	3. 募 集 期 日	
	4. 募 集 方 法	
	5. 送 出 時 期	
第二	応募者の資格条件	4
第三	申込手続及び推せん	5
	1. 申 込 手 続	
	2. 推 せん 方 法	
	3. 選 考	
第四	講 習	6
第五	渡 航 手 続	6
	1. 旅 券 申 請	
	2. 入 口 許 可 取 得	
	3. 査 証 手 続	
	4. 査 証 書 類	
第六	移住あつせん所への入所	7
	1. 入所中の主な行事	
	2. そ の 他	
第七	渡航費ならびに支度費補助金	8
	1. 渡航費の貸付	
	2. 移住者支度費補助金の交付	
第八	入植(受入)条件	8
	1. 移住地の造成工事	
	2. 主要受入施設	
	3. 土地代及支払条件	
	4. 営農資金の融資	
第九	所 要 資 金	9
	1. 土 地 代 頭 金	
	2. 生 活 資 金	

3. 営農資金(含建設資金)	
4. 現地運賃	
第十 携行荷物	9
1. 農機具関係	
2. 種苗、肥料類	
3. 生活物資類	
第十一 通関	12
第十二 アンデス移住地概況	13
1. 自然的条件	
2. 社会、経済的条件	
第十三 営農のすすめ方	18
1. 計画の前提	
2. 営農計画の概要(第1期計画)	

# 募 集 要 領

## 第一 募集地区及び募集数

### 1. 募 集 地 区

アルゼンティン国メンドサ州アンデス移住地

### 2. 募 集 数

募集数	内 訳			計
	38年度	39年度 以降	現 地 入 植	
80戸	30戸	40戸	10戸	80戸

### 3. 募 集 期 日

常 時 募 集

### 4. 募 集 方 法

全国より募集する。

### 5. 送 出 時 期

7月以降数家族づつ、適宜送出する。

適期（5月～8月）入植を目標に送出する。但し、他の時期でも作物栽培適期までの期間近傍農家にて働き生活資金を稼ぎながら当地方の農業を実習出来るので送出可能である。

## 第二 応募者の資格条件

1. 農業者又は豊富な農業経験を有する者であり、開拓意欲の旺盛な者であること。
2. 永住の目的でアルゼンティン国へ渡航しようとする者であり、その入国をアルゼンティン共和国政府が許可するものであること。
3. 世帯は原則として、一夫婦が中心で妻子及び夫婦の実父母兄弟までももつて構成された7人までの世帯でなるべく稼働力の豊富な世帯が望ましい。ただし、夫婦のみでも農業経験および資金の豊富なものについては考慮される。
4. 世帯員はすべて、身体強健かつ次の病気および肉体的欠陥のないものであること。  
(イ)伝染病、(ロ)トラコーマ、(ハ)ライ病、(ニ)結核性疾患、(ホ)象皮病、(ヘ)ガ

ン、(ト) 感染期にある性病、(チ) 精神病、(リ) アルコール中毒、(ヌ) 不具癱失、(ル) 麻薬嗜好症、(ヲ) 慢性胃腸障害、(ワ) 腺病体質、(カ) 遺伝性疾患、(コ) 盲ろう啞(タ) 労働に支障ありと認められる身体機能障害者

(注) トラコーマについては特に検査が厳重であり完全に治療していても痕跡があるものは絶対に不可である。

5. 思想堅実で極右、極左の思想信奉者でないこと。
6. 犯罪、その他反社会的行為をしたことのないこと。
7. 昭和27年12月以降受入国より帰国したもので再渡航しようとする者でないこと。
8. 土地代の頭金(24万円)を渡航前に支払い後述の生活及び営農資金など所要資金(395千円)を調達出来るものであること。

### 第三 申込手続及び推せん

#### 1. 申込手続

移住申込にあたっては都道府県海外協会(以下、「地方海協」と云う)の指導のもとに次の書類を整備し当該地方海協へ提出する。

#### 手続書類

イ 移住申込書	規定様式のもの一世帯につき1通
ロ 渡航者調書	規定様式のもの15才以上各人につき1通
ハ 写真	規定様式(写真添付)一世帯につき1通
ニ 無犯罪誓約書	規定様式のもの15才以上各人につき1通
ホ 善行証明書	” ” ”
ヘ 農業従事証明書	” (15才以上世帯員連記) 一世帯につき1通
ト 戸籍謄本	一世帯につき1通
チ 健康証明書	規定様式のもの世帯につき1通 なるべく都道府県所在日本赤十字病院々長又は内科部長証明、 眼科は眼科部長証明のもの

(注) トラコーマについては治療後の痕跡保持者もアルゼンティン国への入国を認められないから厳重に診断を実施すること。

#### 2. 推せん方法

地方海協は応募者全員について面接をおこない人物、身体条件、農業経験、携行資金等について十分、吟味し、資格条件ありと認められる時は当該申込書類を添えて海協連に推せんする。

### 3. 選 考

海協連は地方海協から推せんされた書類にもとづき速やかに「選考会」を開き適格者を決定する。

移住適格と決定した家族に対しては地方海協を通じて「合格通知書」を交付する。

## 第四 講 習

適格者に対して実務講習を実施する。

詳細については地方海協を通じ追つて該当者に通知する。

## 第五 渡 航 手 続

### 1. 旅 券 申 請

移住適格者は「合格通知書」の交付を受けたらただちに地方海協の指導を受けて、旅券申請を行う。

### 2. 入 国 許 可 取 得

海協連は移住適格者の名簿をアルゼンティン支部に送付してアルゼンティン国政府に対し入国許可申請を行う。

入国許可取得に要する期間はおゝむね 40 日間である。

### 3. 査 証 手 続

乗船にあつては乗船地（神戸・横浜）において在日アルゼンティン領事の入国査証を受けけるが、これに先立ち、適格者は地方海協指導のもとに次の査証書類を整備し地方海協を通じて海協連に提出する。

### 4. 査 証 書 類

イ 戸 籍 謄 本	一世帯につき 2 通
ロ 居 住 証 明 書	規定様式のもの一世帯につき 1 通
ハ 無 犯 罪 証 明 書	15才以上英文 2 通（警察署発給）
ニ 渡 行 証 明 書	規定様式のもの 15才以上 1 通
ホ 農 業 従 事 証 明 書	“ 1 世帯 1 通（神戸査証の場合は 2 通）
ヘ 写 真	年齢のいかんを問わず各人別 5 葉
ト 健 康 証 明 書	各人別西文（又は英文）1 通（日赤病院診断のもの）
チ 無 トラコーマ 証 明 書	“ “ “
リ 適 格 証 明 書	“ “ “

ヌ レントゲンフィルム 胸部撮影四ツ切フィルム 各人1枚  
肺炎撮影八ツ切 “ “ 1枚 (神戸査証の場合  
は胸部のみ)

ル 種痘証明書(国際様式) 各人別1通

- (注) (1) 神戸と横浜の領事館の間で提出書類に多少の違いがあるので「合格通知書」発給交付の際あらためて査証書について通知する。
- (2) 規定の証明書用紙は海協連が地方海協に予め配布する。
- (3) 健康証明書の作成については、昭和35年12月7日付衛医第370号の1をもつて日赤本社衛生部長から、各日赤病院長へ通知されている。
- (4) 海協連はアルゼンティン支部から該当適格世帯の入国許可の通知があり次第、上記書類にもとづき査証手続をおこなう。
- (5) 査証料に関しては昭和38年1月19日付業発第1536号にて通知済であるが乗船日20日前に査証書類を領事館へ提出する際査証料は海協連が立替へして納入しなければならないので査証料返済誓約書(別途配布)を査証書類とあわせて提出すること。

## 第六 移住あつせん所への入所

入国許可が取得でき前項の渡航手続の準備が整つた者に対し海協連は当該地方海協を通じて、横浜、又は、神戸の外務省移住あつせん所に入所する日時を通知する。(入所期間は乗船前約8日間)

### 1. 入所中の主な行事

- イ 旅券の交付及び入国査証
- ロ 渡航費の貸付契約
- ハ 携行荷物の検査および査証(無税通関荷物の手続)
- ニ 携行資金の外貨交換
- ホ 国際教養、語学その他の講習
- ヘ 土地分譲契約の締結
- ト 渡航前融資を受ける者は貸付契約の締結及び資金交付

### 2. その他

入所の際、土地分譲契約に必要な書類及び経費として下記を携行の事。

- イ 印かん証明書 2通(渡航前融資をうける場合はこの他2通)
- ロ 戸籍謄本 1通
- ハ 印紙代 2,000円(渡航前融資をうける場合はこの他1,000円程度)



## 第七 渡航費ならびに支度費補助金

### 1. 渡航費の貸付

日本の乗船港（横浜又は神戸）からアルゼンティン国ブエノス・アイレス港までの船賃（荷物運賃は除く）の下記所定額が海協連より貸付けられる。

1. 貸付金額	12才以上	105,000円
	3才以上 12才未満	52,500円
	1才以上 3才未満	26,250円
	1才未満	0円

### 2. 貸付条件

10年据置（据置期間中無利子）その後10年間元利均等年賦償還として、その利子は年3分6厘5毛である。

### 2. 移住者支度費補助金の交付

移住者に対し、日本国政府から海協連を通じて、次の基準により移住者支度費補助金が交付される。

	12才以上	7,000円
	3才以上 12才未満	3,500円
	3才未満	1,750円

## 第八 入植（受入）条件

### 1. 移住地の造成工事

入植者が購入する土地のロッテ割、及び農道などの区画整理とロッテ取入口迄の水利施設を建設する。更に、各ロッテ面積（約10ヘクタール）の半分5ヘクタールを入植後ただちに耕作出来るよう整地をおこなう。

### 2. 主要受入施設

移住者が現地到着後各自のロッテに住居を建設するまでの間家族の一時宿泊所として収容所（1棟）を利用する事になる、その利用期間はおよむね1ヶ月間である。

### 3. 土地代及び支払条件

イ 入植者には1ロッテ10ヘクタール標準に区画割したロッテの分譲をおこなう（ロッテ面積は最小8.8ヘクタールより最大12.1ヘクタール）

- ロ 分 譲 価 格
- 一 括 払 標 準 1,200,000円 (最低 1,000,000円 ~ 最高 1,568,946円)
- 分 括 払 標 準 1,624,000円 (最低 1,334,180円 ~ 最高 2,153,292円)

ハ 分括払の支払方法

土地代の頭金1ロット 240,000円を渡航前に移住会社に支払うものとし残金は円建とし、5年据置以後4ヶ年均等年賦(各回標準 346,000円)にて現地移住会社支店に支払うものとする。

4. 営農資金の融資

- イ 移住者に対しては入植に当り後述の所要資金に自己の資金がたりない者に対しては移住会社の定めた規準により渡航前又は現地融資を利用する道も講ぜられている。
- ロ この場合渡航前融資については確実な担保、府県又は市町村の連帯保証或いは損失保証を必要とする。
- ハ 融資にあつては、移住地の状況、営農の実態、担保関係、償還見込等を勘案して融資対象、金額、条件等が基準の範囲内で決定されるもので一律に限度一杯に融資されるものではない。

(注) この融資制度については「自営農業移住者に対する融資実施要領」が地方海協に配布されているので参照されたい。

## 第九 所 要 資 金

1. 土地代頭金 240,000円

この24万円は分割払の場合であり渡航前に移住会社に支払う。

2. 生活資金 211,000円

生活費は一応5人家族を標準とし入植初年の1ヶ年分を計上したもの。

3. 営 農 資 金 (含建設資金)

イ 標準資金 683,000円

ロ 最低金資 148,000円

(内 訳) 最低額の所要資金を携行した場合全所要資金の調達方法

項 目	標 準 所要資金	左 の 調 達 区 分		備 考
		現地融資	自己調達 資金	
住 宅 費	176,000円	403,000	148,000	人権初年目に長期融資をうけら れる。
畜舎、水槽建設費	13,000			
農機具購入費	42,000			
家畜 "	25,000			
ブドウ垣資材費	71,000			
流動経費	224,000	(132,000)	0	(132,000円) 2年目以降現地融資をうけられる
2年目以降の営農資金	132,000			
計	683,000	535,000	148,000	

#### 4. 現 地 運 賃 36,000 円

ブエノス・アイレス港よりアンデス移住地最寄駅コロニア・アルペアル・オエステ駅間の  
汽車運賃及び駅より移住地迄の運賃と諸経費。

合 計	標準資金の場合	1,170,000円
	現地融資をうけた場合	635,000円

## 第 十 携 行 荷 物

携行荷物については移住者各人の手持資金、希望の内容、現在所有しているものの状況等によ  
り異なるもので一概に規定する事は出来ないが現在使用しているものは出来るだけ携行する事  
が望ましい。

携行荷物の無賃輸送許容量（乗船港よりブエノス・アイレス港まで）は下記の通りであつて、  
それを超過する場合は超過運賃を支払わねばならない。

超過運賃は1才（1尺立方の容積）につき495円、トラック、ジープ、貨物三輪車、單車につ  
いては屯当り3ドル（1才351円）である（業発788号、昭36.10.11付参照）

大 人	12才以上のもの	1人につき	60才
小 人	11"～3才のもの	"	30才
小 児	2"～0才"	"	15才

#### 1. 農 機 具 関 係

現在使用しているものはなるべく携行する事をすすめるが、ブドウ、モモ、等果樹を中心  
とした営農型態であるため、他の移住地の様な大農機具は必要としないが下表のものは出来る  
だけ携行すべきであり、手持資金の状況に応じて携行量を調整すること。

品名	数量	課税率	現地購入の可否	備考
発動機	1	イ	ロ	脊負式動力付 所有しておけば持参のこと 産鶏用に手廻し(小型)のものでもよい { 自転車, リヤカー, 荷車, オートバイ等新品はひかえた方がよい 開鋸鎌, 木鎌, 草刈鎌等
農薬撒布機	1	イ	ロ	
ハンドトラクター	1	イ	ロ	
引き割機	1	イ	ハ	
車輪類				
鋸・鎌	3~4		ロ	
シャベル	1~2		ロ	
ホーク	1~2		ロ	
グラインダー	1		ロ	
釘カスガイ	1/2 樽		ロ	
針金	若干			
有刺鉄線	"			
井戸用ポンプ	1		ロ	
ホース			ロ	
シート類	2~3		ロ, ニ	(大) 直径 8cm (小) 1.5cm
ビニール布地類	若干		ロ, ニ	購入してでも携行すること
大工道具	1 式		ロ, ニ	"
馬具	"		ハ	"
ブラウ類			ハ	
屋根用トタン板	10 坪			
ルービング	10 坪			
温度計類	1 式		ハ	
剪定鋏・鋸類	1 式		ニ	} 果樹栽培には不可欠のものであるので購入してでも携行のこと。
摘果鋏・鎌類	1 式		ニ	
ドラム缶	1 本			

(注) イ印無税通関の対象になる。ロ印現地で購入可能だが日本に比べ高価。ハ印現物があれば携行した方がよい。ニ印購入しても携行すべきもの。

## 2. 種苗、肥料類

(イ) 日本の暖地で出来るものは殆んど現地で作れると考えてよい。特に食生活の豊かな環境を作ることが必要であるので自家用又は試作用としての種苗は好みによつて種々携行するとし、販売換金用として多量に栽培するものについては現地で適したものを購入のこと。

(ロ) 肥料、農薬は携行の必要はない。

## 3. 生活物資類

(イ) 衣服、寝具類は従来手持のものはすべて携行すること。特に下着類、作業服は出来るだけ多く携行することが望ましく、尚当地方の冬期の寒さは相当きびしいので冬用下着類や、オーバー、ジャンパ等も持参すること。

(ロ) 炊事用具類で現在手持のものは一切携行すること。食器類はホーロー製、合成樹脂製がよい。

- (ハ) 履物類地下足袋, ゴム長靴, 運動靴等は1人当り数足は携行すべきであり, 屋内用に下駄も携行すると便利。
- (ニ) 薬品類, 当初家庭常備薬程度のものは携行した方がよい。近郊都市には充実した医療機関がある。
- (ホ) 食料品類, 出来るだけ現地の食生活にとけ込む事は云うまでもないが若干の味噌, ショーユ, 缶詰類, 海藻類, 干魚, 味の素等を携行すると便利である。現地の生活物資価格は下表参照のこと。
- (ヘ) その他ミシン(新品は課税の対象となる) トランジスターラジオ, カメラ, アイロン(炭火用) 懐中電灯, その他一般日用品等も携行すると便利である。

生活物資価格表

(37.11. ヘネラル, アルベアル市にて)

品 目	単 位	価 格	品 目	単 位	価 格
米	1 kg紙箱入	20 ~ 25	牛 肉 (骨 付)	1 kg	38 ~ 40
"	60kg (1袋)	960 ~ 1,200	豚 肉	"	70
パ ン	1 kg	14	タ マゴ	1 ダース	35 ~ 50
ウ ド	"	20 ~ 25	塩	1 袋	7
牛 肉 (上)	"	75	シ ョ ー ユ	1 ℓ	60 (ニブエノ)
" (並)	"	50	玉 ねぎ	10 kg	40 ~ 42
ト マ ト	"	4.50~7.50	作 業 服 (上, 下)	1 着	700
キ ャ ベ ツ	1 ケ	10 ~ 15	" ス ボ ン	"	450
ブ ド ウ 酒 (赤)	1 ℓ	12 ヨリ	靴 下	1 足	80前後
" (白)	"	15 "	ア ミ 上 げ 靴	"	580ヨリ
タ バ コ	20 本 1 箱	15 ~ 35	プ ラ ウ	"	2,200
ナ ベ (大)	"	120	斧	1 丁	400
ナ ベ (中)	"	100	ス コ ツ プ	1 "	300
" (小)	"	80	鋏	"	300
皿 (大)	1 枚	20	新 聞	1 部	5
" (小)	"	12	理 髪 (男)	1 回	35 ~ 50
コ ッ プ (並)	1 ケ	5 ~ 7	" (女)	セ ッ ト	50
ガ ソ リ ン	1 l	10	" (女)	パ ー マ	250 ~ 300
アルコール (薬用)	"	75			

第十一 通 関

上陸港ブエノス・アイレスにおける通関の際, 新品の農業機械器具および運搬具等は高額の課徴金および供託金を支払わねばならない。

従つて一切の機械, 車輛類は出来るだけ中古品のみを携行することとし, 新品の場合はいつたん使用してから携行する事が望ましい。

これら中古品についても通関の際税を課せられる事もあるので, 渡航前移住あつせん所入所

中に係員の指導をうけて、予め無税通関の手続をすることが必要である。

無税通関の対象（農機具、車輛類）となる物品は予め他の荷物（寝具、日用品、食品、衣類、小農具等）と切りはなして梱包しなければならない。

通関の際に販売を目的として必要以上携行したとみなされる場合は過重な税金を課せられるし、又、折角多額な金を出して新規に買ったものが課税対象になる場合も多いので携行については細心の注意を必要とする。

無税通関した荷物であつても、もしそれを一般人に販売した場合はこれを輸入品として評価し、関税、販売税等その他の税金を課する法律があるから販売を意図して携行することはさげなければならない。

## 第十二 アンデス移住地概況

### 1. 自然的条件

#### (1) 位置

メンドサ州サン・ラファエル郡ハイメ・ブラツツ地区（アンデス移住地）

面積 1,312.5 ヘクタール

#### (2) 地形

移住地全体として、ところどころに凸凹はあるが概して東南に向つてゆるやかな傾斜をなす平地である。標高約 600m

#### (3) 地質、土壤

埴質壤土を含んだ砂質土で砂は粒子、頗る細かく、粘土分も含まれているがその含有率は所により異なる。弱アルカリ性土壤で、PH は 7.5 ~ 8.0 位

#### (4) 植生

耐旱性の強い灌木草木類が密生しており、巨木はない。

#### (5) 特殊性

本移住地の特殊性としてまづ考へねばならないことは、この移住地を含む、メンドサ州一帯は日本内地ではみられないような乾燥地帯であつて、農耕はすべて河川水或は深井戸による地下水利用によつて行われていると云うことである。

この地方はアルゼンティン国でも最も古くから灌漑農業によつて開けた文化の高いところであつて、その豊富な太陽光線と万年雪をいただくアンデス山脈連峰よりの雪どけの水は本地帯を今や南米第一のブドウ、果樹の生産地と化し、所謂南米のカルフオルニアとも云われるまでに発展して来たところである。

なお、移住地の分譲価格も一見すると 1 ロツテ (10ha) 120 万円と極めて高いが、

これは本地区が上述の如き灌漑のための川排水基幹施設、ロット灌漑のための整地工事（入植年の耕作用として 5Ha）等他の移住地にみられない造成工事を必要とすることによるものであり、又、特に土地に水利権がついていることにもよるのである。

この地方は日本内地での地価の概念とは全く異り、その土地の水利権の有無によって決まるということであり、この地方では水利権のない土地は殆んど無価値であるのに比べ水利権のある土地はその 10 倍もすると云うことである。このように如何に本地帯の土地利用及び農業が水に左右されているかが判る。それだけに本地区に入植せんとするものは本地帯の農業が日本内地に於けるそれと全く異り土地利用の前に如何に水の合理的利用を基本としているかの現状を注意して着手すべきであり、その点、灌漑農業（特に果樹）の経験を有する者にとつては好適な移住地と云うことが出来る。

## (6) 水 利

### (イ) 水利権について

メンドサ州は少雨乾燥地域であり、農耕はすべて河川水或は地下水利用により行われる。州内の土地は法律により河川水の使用権を有するいわゆる、水利権付土地と、その権利のない無水利権土地とに区分されており、前者は各河川の水量（ダムの貯水量を含む）に応じて設定され、更に、河川からの水取口の位置により幾つかの植民地群を構成している。

水利権付土地においては実際に灌漑水を必要とする状態即ち、農作物栽培の準備が整えば配水を受けられるが無水利権土地ではいくらか栽培態勢が整つても配水は受けられずその土地で農業を営むには地下水揚水設備の建設が不可欠であり、従つて無水利権土地で営農を行なうには莫大な資本投下が必要となる。

水利権は決められた土地に固定されているものであり、他に奪取される事はなく、又、放棄することも出来ないものである。

### (ロ) 水利税について

水利権付土地に対しては実際に配水の如何にかかわらず毎年税金が課せられ（10Ha に対する 1 ケ年分は約 5,000ペソ）、毎年 4 月迄に納入しなければならない。（1 月中に納めれば約 15%、2 月中なら 5%位の割引の特典もあり 5 月以降納入者に対しては月 5%の割で罰金を払わねばならない）

尚、水利税、地租を滞納している土地は他に転売することは出来ない。

(ハ) メンドサ州の灌漑機構について

中央官庁として灌漑排水総局が州都メンドサ市にあり、又、各河川毎には管理局が置かれて水利行政の任に当っている。

管理局の下には水利組合がありこの組合の監督官（インスペクト）は選挙によつて組合員（水利権付土地所有者）から選ばれ更に各監督官の下には水番（トメロ）がいて水門の開き具合を常に管理する。各河川管理局は一般行政事務の外施設としては取入堰、幹線支線用排水路及び分水工等を、又、水量としては取入水量を管理し監督官は取入後の水の状況（分水状況）を管理する。

(ニ) アンデス地区の水利について

本地区の分譲ロッテは全て、水利権をもっており、灌漑区はアトエル・スード植民区に属し、地区の北方 11km の地点を通つて東南へ流れるアトエル河より引水している。この河の上流にはニューイールダムが建設されており時期による灌漑水の必要度合の如何により、水量を調整して河へ放水している。

本地区へはアトエル河より、アトエルスード導水路を通じて配水されるが地区入口迄の水路及び分水口等は州灌漑排水局の手により建設されつつある。各ロッテ配水はアトエル河灌漑管理局及びアトエルスード灌漑区監督官により、毎農年度始め規定実行され配水間隔は 8 日～12 日配水時間は 1 ヘクタール当り 17 分～22 分となつている。従つて 1 ロツテ面積を 10 ヘクタールとすれば各農家は 1 回に付き約 3 時間づつの配水を受けることになるが、実際にはこの水量と作物の要水量との噛み合せから、1 回に 3 ヘクタール位の耕地に対して集中的に灌水を行うこととする。

(ホ) 飲 用 水

飲用水は灌漑水を利用するが含有物の沈澱（2 日間位要する）及び冬期断水期の貯水等のため最低 1 戸当り 3.7 立方米（2.2 米×1.7 米×1 米。材料費約 3,000 ペソ）の貯水槽が必要である。

なお、入植当初当地方の環境に馴れない間や、病人、幼児用の飲用水としてはミネラルウォーター（鉱泉水）が市販（10 リットル入り大ビン 40 ペソ＝37.11 現在）されている他、灌漑水の小型濾過機（500 ペソ前後）も市販されている。

家畜の飲用水としては灌漑水を利用する他、井戸水（地下 3 米位）を利用することになる。



(7) 気 象

雨 量

コロニアアルベルア(アンデスより17km)

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
1957年	不明	不明	不明	13.7	24.8	51.7	0.3	0	5.7	13.1	40.9	42.2	—
1958	41.7	0.9	74.1	不明	不明	不明	不明	5.2	11.3	48.2	22.9	15.5	—
1959	60.0	13.8	0	不明	不明	44.6	2.6	38.2	0.2	61.0	79.5	35.9	—
1960	69.0	75.1	53.6	0.5	42.0	34.2	17.1	不明	29.1	27.2	36.0	15.9	—
1961	13.0	40.1	21.2	8.3	21.0	8.4	1.0	3.6	32.3	19.6	26.7	0.5	182.1
1962	20.3	77.4	68.9	0	12.8	19.4	30.0	2.4	5.1	9.9	33.2	38.1	317.5

気 温

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年	
1957	最高平均	—	—	—	19.9	21.4	14.2	16.0	18.8	19.2	22.1	28.4	27.1	—
	最低平均	—	—	—	7.7	7.3	1.9	0.2	0.9	4.5	7.3	12.1	13.7	—
1958	"	32.3	31.5	27.2	—	—	—	—	16.3	24.3	26.3	29.1	29.8	—
	"	16.8	13.2	12.9	—	—	—	—	1.2	5.6	10.0	11.8	12.9	—
1959	"	30.2	31.9	29.1	19.9	—	14.7	15.7	16.9	23.4	23.6	26.8	30.0	—
	"	13.5	15.1	12.7	6.1	—	1.7	2.2	2.1	4.2	8.3	11.7	15.1	—
1960	"	34.0	34.0	28.5	26.4	18.6	14.4	15.1	—	21.3	23.7	30.6	32.4	—
	"	16.4	15.2	12.8	8.0	4.0	3.0	0.5	—	4.7	8.0	11.5	14.3	—
1961	"	34.0	31.6	27.0	24.5	15.2	15.0	17.6	21.2	22.7	26.4	29.6	33.8	24.9
	"	15.5	14.8	12.9	7.2	7.0	1.6	1.4	4.5	3.3	9.1	14.2	14.1	8.8
1962	"	33.6	30.1	30.2	21.9	19.9	16.2	13.2	18.7	22.8	25.8	30.7	32.4	24.6
	"	14.5	14.5	13.5	9.1	4.5	1.6	0.1	3.3	4.0	8.8	14.3	15.4	8.6

2. 社会経済的条件

(1) 交 通

本地区は首都ブエノス・アイレス市より西方 880km、州都メンドサ市より南々東 820kmにあるヘネラル・アルベル市より西方約 14kmの地点にあり、ヘネラル・アルベル市及びハイメ・ブラツツ町経由、レアル・デル・パドウレ町(邦人農家10数家族営農)に至る道路はアスファルト舗装或いは砂利舗装されている。又、ブエノス・アイレス市、メンドサ市、サン・ラファエル市、レアル・デル・パドウレ町に至る鉄道もヘネラル・アルベル市を起点として通じており交通至便である。

なお、メンドサ市へは毎日2回の汽車便(所要時間約5時間半)があり、ブエノス・アイレス市へは週4回の汽車便(急行にて16時間、普通にて19時間)がある外、両市へ至る長距離バスも運行している。

(2) 市 場

本地区の所在するサン・ラファエル郡及びヘネラル・アルベアル郡にはブドウ酒醸造場が約 100、缶詰及び乾果工場が約 70 あり、そのうち、地区周辺（トラックにて 1 時間以内）に前者は約 50 後者 7 会社 11 工場ある。生果は近傍都市で消費される外、貨車及びトラックにてブエノス・アイレス市、コールドバ市方面へ出荷される。

(3) 近 傍 都 市

ハイメ・ブラッツ町	北方約	5km	人口約	6,000
ヘネラル・アルベアル市	東方約	14"	"	30,000
レアル・デル・バドゥレ町	北方約	25"	"	5,000
アルベアル・オエステ町	東方約	20"	"	1,000

(4) 教 育・衛 生

地区西方及び東方各 2km の地点に小学校がある外、ハイメ・ブラッツ町には更に大きな小学校がある。なお、ヘネラル・アルベアル市には、小学校、中学校、農業専門学校、看護婦養成学校等がある。

病院はハイメ・ブラッツ町、ヘネラル・アルベアル市に総合病院がある外、ヘネラル・アルベアル市には十数軒の開業医院がある。

(5) 通 信 先

Sr.

Casilla de Correo No. 92

General Alvear

MENDOZA

ARGENTINA.

(6) 附近の日本人の営農状況

日本人農家としてはレアル・デル・バドゥレ町に十数戸、アルベアル・オエステ町に 1 戸、ポーベン町に 1 戸おり、その全てが自作農で小は 8ha より大は 120ha の農地を所有している。なお、ハイメ・ブラッツ町には 1 戸分益農がいる。栽培作物はブドウ又はモモを主作とし、スモモ、ナシ、オリーブ等で養鶏、養豚等も行っている。入植者は大部分が 30 年以上経過しており、二世が経営の中心になつている農家もある。尚、ブドウ酒醸造場を営んでいる者は 2 戸、トマト、ピーマン、果物加工場を営んでいる者は 1 戸、乾果場を所有している者は 2 戸である。

## 第十三 営農のすゝめ方

### 1. 計画の前提

当地方はアルゼンティン国唯一のブドウの産地であり、その他、桃、スモモ、オリーブ、梨等の果樹栽培とその商品化の最も進んだ地帯である。

本地区入植者の営農もこうした恵まれた経済環境のなかにあつて高度な果樹栽培を主体とした営農を行うことになるが、ただ、度々、ふれたように当地区は河川水利用による灌漑農業であり、その営農の成果は如何に限られた水量をうまく利用してゆくかにかゝっている。

従つて、入植者にとつては自己のロッテの土地利用計画を立てるに當つて現在の配給水量(前述の水利権により保証されている水量)によつてどの位までの土地利用が出来るかということが問題になつてくると思われる。この点については勿論作付作物の種類及び水利用の精粗によつて異つてくるが、これまで現地における調査の結果、現地慣行農法によることとして現在の配水量では1ロッテ(10ha)のうち、7ha位までは灌水可能であるといわれているが、しかし、こゝでは入植農家の水利用技術(水利上の安全性)及び資金面からの土地利用の限界をも考慮し、入植第1期計画(6年)としては灌漑土地利用面を6haにとゞめることとし、第2期(入植7年目以降)計画における拡大的土地利用については第1期中における配水量による土地利用及び営農実績よりみた土地利用の拡大性と新規水源確保の必要性及び可能性又、これを進める場合の方式(直営又は共同利用施設)等を实地に検討の上、立案することとし、こゝでは省略した。

### 2. 営農計画の概要(第1期計画)

#### (1) 総 論

営農計画は配分をうけた土地の状態や、入植者の意向及び特技等によつて自ら異り一律に定められるものではないが営農完成時(約6年後)に於いて一応標準となり得るものとして次の如きものが考えられる。

		家 畜	役馬 1 頭
ブ	ド		成豚 2 頭
ウ	3		仔豚 4 頭
	ヘ		鶏 50羽
モ	2		
モ	〃		
宅	1		
地	〃		
及			
菜			
圃			
計	6		
	ヘ		
	ク		
	タ		
	ール		

なお、ブドウ栽培はその初期に仕立設備費等に多額の投下資本を要するので資金繰

上無理のいかぬ様6年間にわたつて遂次植付けていく事とし、(但し、自己資金豊富な者は当初より永年作栽培に主力を置き、又、ブドウの仕立についても棚仕立を採用する等営農完成期を早目に持つて来るようにしたい。)又、短期作(トマト、ピーマン)は要水量大であるため果樹栽培面積及び年次を考慮に入れて、入植初期の換金作物としてのみ主として間作物として栽培することとした。

住宅は入植後直ちに建築に取掛らねばならないが資金上、当初は外壁(粗壁)及び窓扉等にとよめ、営農安定期に部屋しきり壁、床の設置、壁の上塗り等を行うこととした。(勿論資金豊富なものは当初より本格的住宅を建築するのが望ましい)。

### (2) 開墾作付計画

単位 ヘクタール

年次	入植前	1	2	3	4	5	6	7	8
整地面積	5	5	5	1/6	6	6	6	6	6
ブドウ	—	1	1	1	1	1/2	1/3	3	3
モモ	—	2	2	2	2	2	2	2	2
トマト	—	(1) 2	(2) 2.5	1	1	—	(1) 1	(1) 1	—
ピーマン	—	(2) 2	(1) 2	0.5	1	1	—	—	—
宅地及菜園	—	0.5	0.5	0.5	1	1	1	1	1
土地利用延面積	—	7.5	8	5	6	6	7	7	6

(注) ( ) 内は間作面積、間作の実質面積はブドウの場合 50%、モモの場合 70%とする。

### (3) 土地利用の一例

一区画 1ヘクタール

年次	I		II		III	IV	V		VI
1年	モモ (ピーマン)	モモ (ピーマン)	モモ (ピーマン)	モモ (ピーマン)	ブドウ (トマト)	トマト	休閑地	宅地外	
2	モモ (トマト)	モモ (トマト)	モモ (トマト)	モモ (トマト)	ブドウ (ピーマン)	ピーマン	トマト	宅地外	
3	モモ	モモ	モモ	モモ	ブドウ	休閑地	ピーマン	宅地外	トマト
4	モモ	モモ	モモ	モモ	ブドウ	トマト	宅地外		ピーマン
5	モモ	モモ	モモ	モモ	ブドウ	ピーマン	宅地外		ブドウ (—)
6	モモ	モモ	モモ	モモ	ブドウ	ブドウ (—)	宅地外		ブドウ (トマト)
7	モモ	モモ	モモ	モモ	ブドウ	ブドウ (トマト)	宅地外		ブドウ
8	モモ	モモ	モモ	モモ	ブドウ	ブドウ	宅地外		ブドウ

(4) 営農収支見込

以上の開墾作付計画に基づき、入植者営農収支を試算した結果は次の如くである。

営農収支見込表 (単位 1,000円)

		年 次									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
経営 収支	(A) 農業粗収入	145	171	93	172	213	295	367	390	426	492
	(B) 農業経営費	86	72	70	78	80	109	119	121	124	146
	(C) = A-B 農業所得	59	99	23	94	133	186	248	269	302	346
	(D) 生活費	78	66	66	66	72	72	72	96	120	120
	(E) = C-D 営農余利	△ 19	33	△ 43	28	61	114	176	173	182	226
資本要 投下額	(G) 固定資金	112	13	60	—	26	33	13	6	—	84
	(H) 土地代償還	—	—	—	—	—	128	128	128	128	—
	(I) 小計	112	13	60	—	26	161	141	134	128	84
総収支バランス		△ 131	20	103	28	35	△ 47	35	39	54	142

(注) (1) 土地代償還額 346,000円=128,000円

(2) △印は赤字部分

(5) 1ヘクタール当り作物別生産費 (単価は昭和37年11月現在)

(イ) 短期作物

(単位 円)

項 目	ト マ ト			ピ ー マ ン		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
種 子 費	0.3kg	2,000/kg	600	0.5kg	2,000/kg	1,000
肥 料 費	400kg	7,500/t	3,000	400kg	7,500/t	3,000
農 薬 費	30kg	50/kg	1,500	15kg	50/kg	750
労 力 費	60人	250/人	15,000	66人	250/人	16,500
耕 起	(2人)			(2人)		
苗 仕 立	(10人)			(20人)		
定 植	(5人)			(8人)		
除 草・灌 漑	(20人)			(20人)		
施 肥・薬 剤 撒 布	(6人)			(4人)		
収 穫	(17人)			(12人)		
販 売 費	15,000kg	0.50/kg	7,500	6,000kg	0.50/kg	3,000
費 用 計	—		27,600	—		24,250
生 産 物 収 入	15,000kg	3.30/kg	49,500	6,000kg	8.50/kg	51,000
差 引	—		21,900	—		26,750

(口) ナドウ垣造り

項目	年度		1		2		3		4		5		6		7	
	単価	数量	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
種苗費	4/本	2,440本	245本	980	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
肥料費	7,500/屯	—	200kg	1,500	250kg	1,875	300kg	2,250	500kg	3,750	750kg	5,625	750kg	5,625	—	—
農備費	50/kg	10kg	6kg	300	15kg	750	30kg	1,500	50kg	2,500	70kg	3,500	70kg	3,500	—	—
設備費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
針金代	1,800/巻	(3.5巻)	(3.5巻)	(6,300)	(3.5巻)	(6,300)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)
抗代	28/本	(600本)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)
抗代(大)	40/本	(80本)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)
劣力費	250/人	49人	18人	4,500	23人	5,750	31人	7,750	42人	10,500	50人	12,500	55人	13,750	—	—
組給用鉄線設置費	—	(21人)	(3人)	(750)	(3人)	(750)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)
穴掘り杭立て杭の穴開き(3ヶ所)	—	(15人)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)
鉄線張り	—	(3人)	(3人)	(750)	(3人)	(750)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)
整地費	—	(3.5人)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)
馬掛	—	(2人)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)
船付前灌漑	—	(1.5人)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)
定額費	—	(15人)	(2人)	(500)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	(0)
管理費	—	(9.5人)	(2.375)	(3,750)	(3.250)	(4,875)	(2.23)	(5,750)	(6.27)	(9,750)	(7.30)	(10,500)	(8.30)	(12,000)	(11.7.50)	(15,000)
馬掛除草灌漑	—	(5人)	(8.5人)	(12,500)	(10人)	(14,500)	(16人)	(23,000)	(11人)	(14,500)	(11人)	(14,500)	(11人)	(14,500)	(11人)	(14,500)
施肥剤和散布	—	(4.5人)	(2.5人)	(3,750)	(5人)	(7,500)	(6人)	(9,000)	(7人)	(10,500)	(9人)	(13,500)	(9人)	(13,500)	(9人)	(13,500)
別定	—	—	(2人)	(500)	(3人)	(750)	(7人)	(10,500)	(9人)	(13,500)	(10人)	(14,500)	(10人)	(14,500)	(10人)	(14,500)
収獲費	—	—	—	(0)	(2人)	(500)	(8人)	(2,000)	(15人)	(3,750)	(20人)	(5,000)	(25人)	(6,250)	(25人)	(6,250)
販売費	0.50/kg	—	—	0	1,000kg	500	4,000kg	2,000	7,000kg	3,500	15,000kg	7,500	20,000kg	10,000	—	—
雹害保険	0.30/kg	—	—	0	1,000kg	300	4,000kg	1,200	7,000kg	2,100	15,000kg	4,500	20,000kg	6,000	—	—
費用計	—	—	—	13,580	—	15,475	—	14,700	—	22,350	—	33,625	—	38,875	—	—
生産物収入	6/kg	—	—	0	1,000kg	6,000	4,000kg	24,000	7,000kg	42,000	15,000kg	90,000	20,000kg	120,000	—	—
差引	—	—	—	-13,580	—	-9,475	—	9,800	—	19,650	—	56,375	—	81,125	—	—



## (6) 資 金 繰 表 (但し携行資金最低の場合)

単位：千ペソ

年次		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
年所要資金 始金	固定資金	112	13	60	—	31	44	13	6	5	84	12	—
	流動資金	158	131	128	131	143	172	181	206	234	254	268	272
	経営費	80	65	62	65	71	100	109	110	114	134	148	152
	生活費	78	66	66	66	72	72	72	96	120	120	120	120
	合計(A)	270	144	188	131	174	216	194	212	239	338	280	272
年準備資金 始金	携行資金	133	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	前期からの繰越金	—	141	161	59	89	82	65	60	59	205	322	562
	要調達資金	140	—	—	50	50	130	100	110	150	100	—	—
	長期當農資金	140	—	—	—	—	80	—	—	100	—	—	—
	短期當農資金	—	—	—	50	50	50	100	110	50	100	—	—
合計(B)	273	141	161	109	139	212	165	170	209	305	322	562	
年収入 未金	年度内余拓金(A)	3	-3	-27	-22	-35	-4	-29	-12	-30	-33	42	290
	総租収入金(B)	145	171	93	172	213	295	367	390	426	492	570	600
	合計	148	168	66	150	178	291	338	348	396	459	612	890
年支出 未金	償還金	7	7	7	61	96	226	278	289	191	137	50	49
	借入金元利償還	7	7	7	61	96	98	150	161	63	137	28	27
	土地代金年賦金	—	—	—	—	—	128	128	128	128	—	—	—
	渡航費償還金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22	22
翌年度繰越金	141	161	59	89	82	65	60	59	205	322	562	841	

## (7) 年次別借入金返済計画

単位：千ペソ

借入金年次及び元金	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
第1年目 長期債 140	7	7	7	7	42	40	38	37				
第4年目 短期債 50				54								
第5年目 短期債 50					54							
第6年目 長期債 30						4	4	4	4	24	23	22
第6年目 短期債 50						54						
第7年目 短期債 100							108					
第8年目 短期債 110								120				
第9年目 長期債 100									5	5	5	5
第9年目 短期債 50									54			
第10年目 短期債 100										108		
計	7	7	7	61	96	98	150	161	63	137	28	27

(注) 利率は長期の場合は5%, 短期の場合は利子所得税を含め8.1%

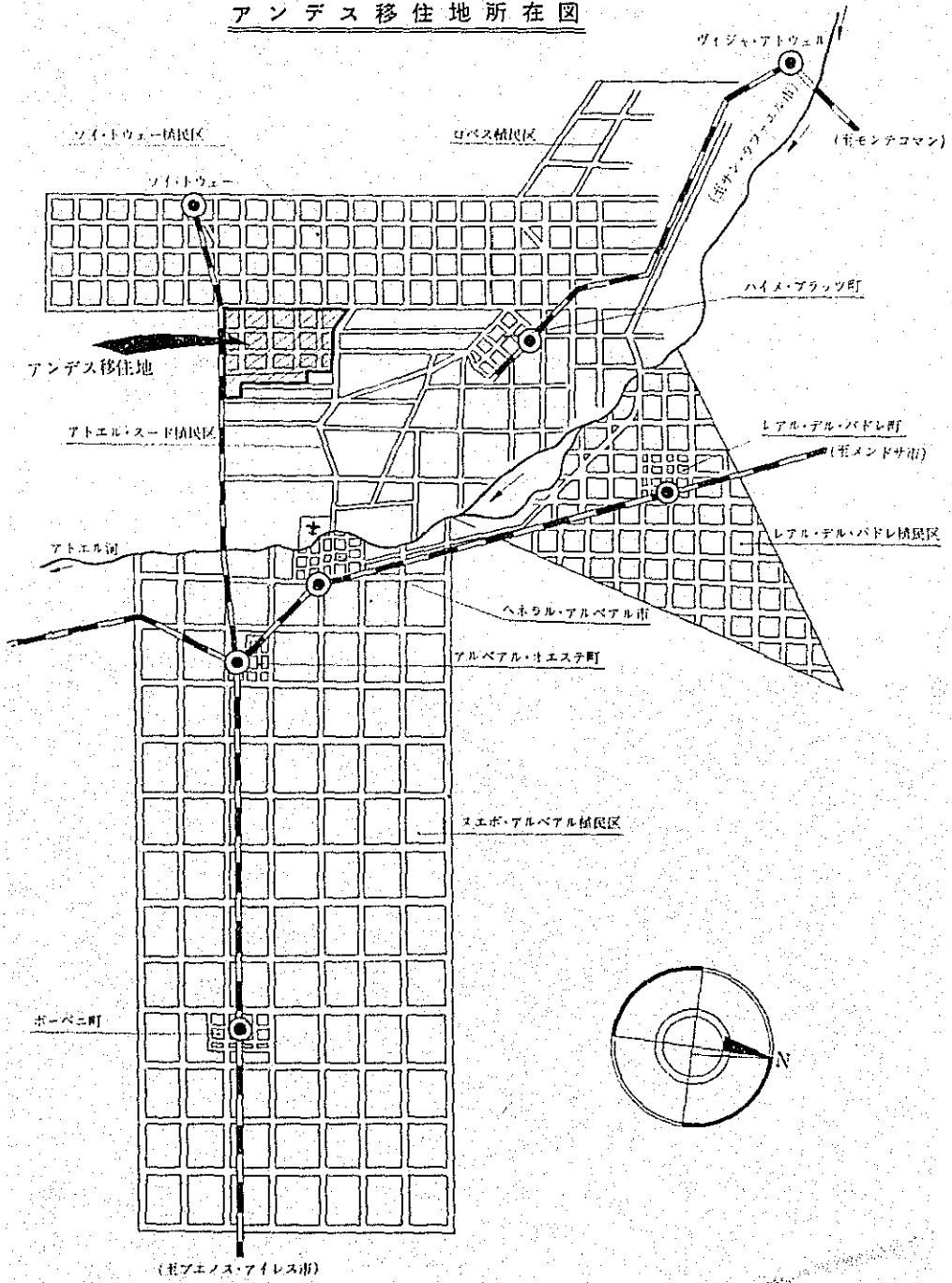
## (8) 建物施設整備計画

単位：ペソ

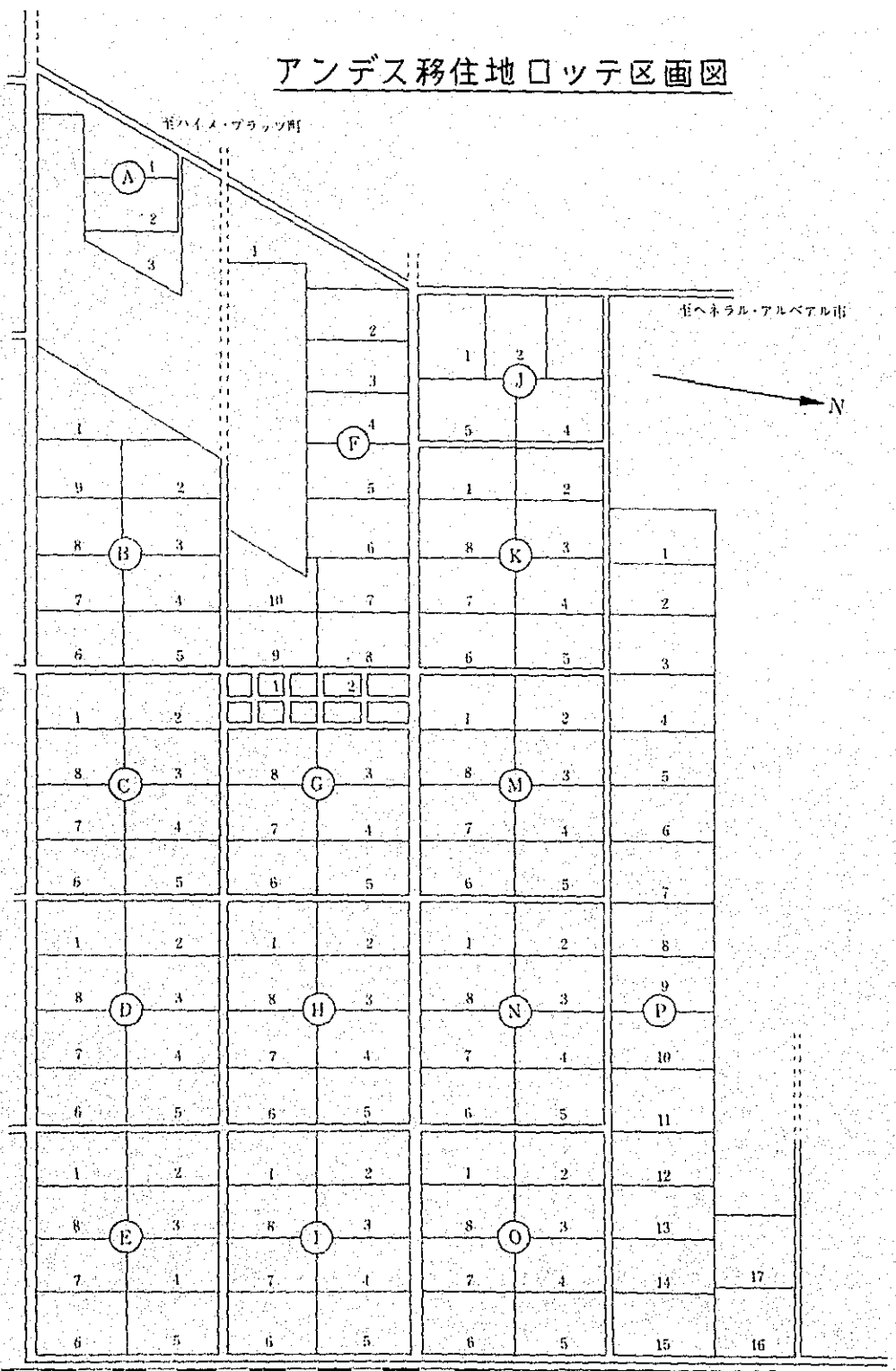
年次	建物施設名	価格	償却年数	年間償却額	投資合計	備考
1	住宅	65,000	40	1,460		粗壁, 部屋しきり, 材料費のみ
	飲用水槽	3,000	20	180		1.2m×1.8m×1m 約3,500ℓ
	畜舎	1,000	5	180	70,000	600㎡ 針金柵造
2	井戸	5,300	20	240	5,000	深サ5m ポンプ付
3	有刺鉄線柵設置	13,500	20	610		
6	倉	40,000	40	900	53,500	4m×6m 材料費のみ
	住宅設備及び造築	80,000	40	1,800	80,000	床, 壁, 上塗, 部屋しきり, 材料費のみ



アンデス移住地所在図



# アンデス移住地ロツテ区画図



至ワイ・トウェー駅

至コワニア・アルベアル・トエス駅



ブドウ棚仕立



モモ（一年目）とビーマンの間作



梨の収穫風景



ブドウ垣仕立



ヘネラル・アルバル市商店街の一部



アトメル河にあるリンコンデ・インディオ頭首工(分水口)

